

6 健康福祉課

(1) 中小企業等協同組合に関する業務

① 概要

中小企業等協同組合には、事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合の6種があり、このうち厚生労働省が関わる組合は、事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会の3種です。

近畿厚生局では、厚生労働省が所管する組合（二以上の都道府県の区域で事業を行う組合でかつ厚生労働行政に関係ある業種が組合員資格となっている組合）で当該組合の主たる事務所の所在地が管内2府5県にあるものの設立や定款変更の認可等の業務を行っています。

② 業務実績

(単位：件)

		23年度	24年度	25年度
増	設立の認可	1	5	0
	所管替	7	5	6
減	解散届の受理（解散命令）	2	5	1
	所管替等	4	3	1
定款変更の認可		56	54	45
共済規程変更の認可		1	1	0
役員変更届の受理		56	68	65
立入検査		0	0	0

※ 定期的に休眠組合の整理に努めています。

③ 近畿厚生局所管組合の状況（年度末現在）

(単位：組合)

	23年度	24年度	25年度
中小企業協同組合数	126	128	132

(注) 具体的な組合名称と事務所所在地は、資料編97頁～99頁に掲載しています。

(2) 三種病原体等の所持又は輸入の届出等の監督業務

① 概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律においては、病原性を有し、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある感染症の病原体等について、その所持、輸入の禁止、許可、届出、基準の遵守等の規制を設け、管理体制の確立を行うこととされています。

近畿厚生局では、三種病原体等の所持又は輸入の届出に関する業務、また三種及び四種病原体等所持に関する管理監督業務を行っています。

② 業務実績

三種病原体等所持施設に対する定期の立入検査は、所定の周期で行っており、計画どおり実施しました。

(単位：件)

	23年度	24年度	25年度
所持届出の受理	0	0	0
所持変更届の受理	12	8	6
輸入届出の受理	0	1	0
三種病原体所持施設への立入検査	10施設	7施設	7施設

③ 近畿厚生局所管施設の状況（各年度末現在） (単位：施設)

	23年度	24年度	25年度
三種病原体所持施設数	23	21	21

(3) 生活衛生同業組合に関する業務

① 概要

生活衛生同業組合は業種（②に掲げる17業種）毎に、都道府県単位で厚生労働大臣の認可により設立され、営業者の自主的活動による衛生水準の向上及び経営安定のための指導や研修、共同事業、共済事業等を実施しています。

組合は、組合員である生活衛生関係営業者の営業の振興を図るために必要な事業に関する計画（振興計画）を作成し、この計画が厚生労働大臣の定める各業種に係る営業の振興に必要な事項に関する指針（振興指針）に適合等する場合には、厚生労働大臣の認定を受けることができます。この認定を受けることによって、この計画に基づく施設設備整備費や運転資金が株式会社日本政策金融公庫から借入できることとなり、また、租税特別措置法による原価償却の特例が認められることとなっています。

なお、認定を受けた組合は、事業年度毎に振興計画の実施状況を厚生労働大臣に報告することとされています。

近畿厚生局では、組合が作成する振興計画の認定及び取消、変更認定、実施状況報告の受理に関する業務を行っています。

（振興計画は5年ごとに見直すことになっています。）

② 17業種における振興指針の見直しの状況

平成21年度	飲食店営業（めん類）、旅館業、旅館業（簡易宿所）、浴場業
平成22年度	食肉販売業、冰雪販売業
平成23年度	飲食店営業（一般飲食店、中華料理業、料理業及び社交業）、喫茶店営業
平成24年度	食鳥肉販売業
平成25年度	クリーニング業、飲食店営業（すし店）、理容業、美容業、興行場営業

③ 業務実績 (単位：件)

	23年度	24年度	25年度
振興計画の新規及び変更認定	8	23	4
実施状況報告書の受理	74	75	82

④ 近畿厚生局所管組合の状況（各年度末現在） （単位：組合）

	23年度	24年度	25年度
生活衛生同業組合数	82	82	83

（注）具体的な組合名称と事務所所在地は、資料編 100 頁～101 頁に掲載しています。

（４）児童扶養手当の支給に関する事務についての指導監査

① 概要

平成 14 年 8 月から児童扶養手当の受給資格認定等の事務が都道府県から市及び福祉事務所設置町村へ権限移譲されたことに伴い、指導監査の対象についても市等まで拡大されたことから、平成 15 年度から近畿厚生局管内の市等に対する指導監査を実施しています。

本指導監査は、児童扶養手当支給事務の円滑な実施の確保を目的として、地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づき実施するものであり、児童扶養手当支給事務指導監査実施要綱により、都道府県に対し 3 年に 1 回程度、市等に対し 6 年に 1 回程度の指導監査を行っています。

また、当該監査官は中国四国厚生局、九州厚生局管内の指導監査も実施しています。

② 業務実績

児童扶養手当の支給事務についての指導監査は、所定の周期で行っており、計画どおり実施しました。

（単位：か所）

	23年度	24年度	25年度
近畿厚生局管内の指導監査	14	20	20
中国四国厚生局管内の指導監査	18	20	20
九州厚生局管内の指導監査	16	20	20
計	48	60	60

※ 23 年度は東日本大震災により実施件数の削減を行いました。

・ 監査指導における指摘事項の概要

事 項	主 な 内 容
障害認定医の配置	障害認定の体制を確立するよう努めること。
新規認定請求書の受理事務	必要書類が添付されていることを確認し受理すること。
現況届の未提出者に係る事務処理	現況届の提出命令書は配達証明等により発出すること。
所得審査	所得審査において、養育費の申告内容に誤りがないか確認を行うこと。
生計分離の確認	同居の扶養義務者との生計分離について、客観的事実による確認を行うこと。
資格喪失届に係る事務処理	事実婚を資格喪失理由とする場合は、聞き取った内容を付記すること。

(5) 生活保護法の施行に関する事務に規定する保護施設指導監査

① 概要

保護施設に対する指導監査は、保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として、生活保護法第23条の規定に基づき実施しています。

指導監査の対象は、府県、政令指定都市、中核市が設置する保護施設であり、社会福祉法人指導監査と同様に社会福祉監査官が担当し、対象となる施設に出向き行っています。

また、当該監査官は中国四国厚生局、九州厚生局管内の指導監査も実施しています。

(注) 政令指定都市・中核市以外の市町村が設置する保護施設及び社会福祉法人が政令指定都市・中核市以外の市町村に設置する保護施設の指導監査は都道府県が実施し、政令指定都市・中核市内に社会福祉法人が設置する保護施設の指導監査は、政令指定都市・中核市が実施しています。

② 業務実績

保護施設の指導監査は、所定の周期で行っており、計画どおり実施しました。

(単位：か所)

	23年度	24年度	25年度
近畿厚生局管内の指導監査	3	2	4
中国四国厚生局管内の指導監査	1	1	0
九州厚生局管内の指導監査	1	1	0
計	5	4	4

・指導監査における指摘事項の概要

事項	主な内容
運営管理関係	<ul style="list-style-type: none">・夜間業務に従事する職員について、6ヶ月以内ごとに1回の健康診断を実施すること。・苦情解決に係る第三者委員については、中立性、公正性の確保のため複数の配置が望ましいので、検討すること。

(6) 府県市が行う保護施設指導監査に対する技術的助言

① 概要

地方自治体が行う保護施設に対する指導監査の実施状況について、地方自治法第245条の4の規定に基づき実施しています。

技術的助言の対象は、保護施設に対する指導監査を実施している府県市であり、社会福祉法人指導監査と同様に社会福祉監査官が担当し、それぞれの府県市に出向き行っています。

また、当該監査官は中国四国厚生局、九州厚生局管内の指導監査も実施しています。

② 業務実績

技術的助言は、新たに中核市となった市に対して行っており、計画どおり実施しました。

(単位：か所)

	23年度	24年度	25年度
近畿厚生局管内の指導監査	0	1	1
中国四国厚生局管内の指導監査	0	0	0
九州厚生局管内の指導監査	0	0	0
計	0	1	1

(7) 生活保護法施行事務監査

① 概要

地方自治体が行う生活保護法施行事務のうち生活保護の医療扶助の適正実施の観点から自立支援医療（人工透析療法）の優先適用にかかる監査及び向精神薬に関する重複処方状況の確認監査を生活保護法第23条に基づき実施しています。

対象は、近畿厚生局が管轄する府県市であり、医療扶助適正化推進官及び生活保護監査官が担当し、各府県（2府5県）に出向き行っています。

② 業務実績

医療扶助適正実施の監査は、所定の周期で行っており、計画どおり実施しました。

(単位：か所)

	23年度	24年度	25年度
医療扶助適正実施の監査	19	20	20

(8) 民生委員・児童委員に関する業務

① 概要等

民生委員は「民生委員法」の規定に基づき、都道府県知事が、市町村に設置された民生委員推薦会から推薦された者について、地方社会福祉審議会の意見を聴いて推薦し、厚生労働大臣が委嘱することになっており、その任期は3年とされています。

民生委員は、福祉事務所等関係行政機関に対する協力業務などを行ったり、民間の篤志奉仕者として、一人暮らし老人等の援護活動、相談活動など自主的な民間福祉活動に努めています。

なお、民生委員は児童福祉法の規定により、児童委員を兼務することとされており、その中で主に児童委員の業務を担当する民生・児童委員が主任児童委員とされています。

近畿厚生局では、民生委員・児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名、厚生労働大臣感謝状の授与や厚生労働大臣表彰の業務を行っています。

② 業務実績

(単位：名)

	23年度	24年度	25年度
民生委員・児童委員の委嘱	844	797	39,732
民生委員・児童委員の解嘱	729	827	481
主任児童委員の指名	84	83	3,707

(単位：名)

	23年度	24年度	25年度
厚生労働大臣感謝状の授与	268	344	6,732
厚生労働大臣表彰（定時）	33	48	1,333
厚生労働大臣表彰（随時）	12	10	3

③ 民生委員・児童委員数（年度末現在） (単位：名)

	23年度	24年度	25年度
民生委員・児童委員数	39,322	39,292	39,266

④ 平成25年度民生委員・児童委員数の内訳 (単位：名)

	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
委員数	1,821	2,585	2,780	6,120	5,110	2,220	1,952
うち主任児童委員	134	230	247	482	293	213	151

	大津市	京都市	大阪市	堺市	高槻市	東大阪市	豊中市
委員数	635	2,714	4,045	1,098	483	810	562
うち主任児童委員	63	403	610	90	33	50	41

	神戸市	姫路市	西宮市	尼崎市	奈良市	和歌山市	合計
委員数	2,452	905	660	829	756	729	39,266
うち主任児童委員	331	61	39	24	89	82	3,666

(9) 指定医療機関の指定等

① 概要

次の各法律に基づき、国の責任において適切に医療の給付を行う必要があることなどから、その医療を担当する医療機関等（病院、診療所、薬局等）を厚生労働大臣などが指定しています。

ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定医療機関

被爆者の原爆放射能に起因する疾病に対し、医療費を全額国庫で給付する認定疾病医療を担当する医療機関を厚生労働大臣が指定しています。

イ 母子保健法に基づく指定養育医療機関（国が開設したものに限る）

養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児（出生児体重2,000g以下等）に対し、その養育に必要な医療の給付等を行う病院若しくは診療所又は薬局を厚生労働大臣又は都道府県知事が指定しています。

ウ 児童福祉法に基づく指定療育機関（国が開設したものに限る）

結核に罹患している児童に対し、必要な医療の給付を行うとともに、学習の援助を行う病院若しくは診療所又は薬局等を厚生労働大臣又は都道府県知事が指定しています。

エ 生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関(国が開設したものに限る)

生活困窮のため最低限度の生活を維持できない被保護者のための医療又は介護を行う病院若しくは診療所又は薬局等を厚生労働大臣又は都道府県知事が指定しています。

オ 戦傷病者特別援護法に基づく指定医療機関

戦傷病者に対し、医療費を全額国庫で給付する療養の給付において、当該療養の給付を担当する医療機関を厚生労働大臣が指定しています。

② 業務実績

平成 25 年度に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定医療機関の指定を 3 件行いました。

なお、管内の指定機関数は以下のとおりです。

(単位：機関)

	23 年度	24 年度	25 年度
原爆被爆者に係る指定医療機関数	130	130	133
◎母子保健法に基づく指定養育医療機関数	17	17	17
◎児童福祉法に基づく指定療育機関数	4	4	4
◎生活保護法に基づく指定医療機関数	31	31	31
戦傷病者特別援護法に基づく指定医療機関数	21	21	21

(注 1) ◎印は、国が開設したもの(独立行政法人国立病院機構、国立大学法人附属病院など)に限ります。

(注 2) 具体的な医療機関名と所在地は、資料編 102 頁～106 頁に掲載しています。

(10) 特定感染症指定医療機関に係る監督

① 概要

特定感染症指定医療機関とは、新感染症(人から人に感染すると認められる疾病であって、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力及び罹患した場合の重篤度から判断して危険性が極めて高い感染症)の医療を担当する医療機関です。

近畿厚生局では、厚生労働大臣が指定した特定感染症指定医療機関 1 か所の監督に関する業務を行っています。

(注) 具体的な医療機関名と所在地は、資料編 105 頁に掲載しています。

(11) 消費生活協同組合の定款変更の許認可等

① 概要

消費生活協同組合は、消費者の自発的な生活協同組織の発展を図り、国民生活の安定と生活文化の向上を目的に、「消費生活協同組合法」の規定に基づき設立される組合で、一定の地域又は職域による人と人との結合(相互扶助組織)であること、非営利であること、組合員以外の利用の原則禁止などを基本的な原則とし、供給事業(共同購入、店舗供給等)、利用事業(病院、食堂等)、生活文化事業(講演会、音楽会等)、共済事業(生命、火災、自賠責等)、教育事業(組合事業の知識の向上を図るための研修会等)を行います。

近畿厚生局では、管内の 2 以上の府県の区域において事業を行う消費生活協同組合について、設立・解散や定款変更等の認可などの業務を行っています。

(注) 消費生活協同組合の行う事業活動の区域が、府県の管轄する区域に限られている場合はそれぞれの府県が所管し、地方厚生局の管轄区域をまたがって事業活動を行っている場合は厚生労働省本省が所管しています。

② 業務実績 (単位：件)

	23年度	24年度	25年度
定款変更の認可	6	3	3
規約変更の認可	0	0	0
合併認可	1	0	0
解散認可	0	1	1

③ 近畿厚生局所管組合の状況 (各年度末現在) (単位：組合)

	23年度	24年度	25年度
消費生活協同組合数	11	10	9

(注) 具体的な組合名称と事務所所在地は、資料編 107 頁に掲載しています。

(12) 消費生活協同組合に対する検査

① 概要

消費生活協同組合の適正な運営を図ることを目的として、消費生活協同組合法に基づき実施しています。

検査の対象は、近畿厚生局管内の複数の府県で事業活動する消費生活協同組合であり、社会福祉法人指導監査と同様に社会福祉監査官が担当し、対象となる組合に出向き行っています。

(注) 消費生活協同組合の行う事業活動の区域が、府県の管轄する区域に限られている場合はそれぞれの府県が実施し、地方厚生局の管轄区域をまたがって事業活動を行っている場合は厚生労働省本省が実施しています。

② 業務実績

消費生活協同組合の検査は、組合の実態を踏まえつつ検査の必要性を勘案して選定しており、計画どおり実施しました。

(単位：か所)

	23年度	24年度	25年度
近畿厚生局管内の検査	1	2	2
中国四国厚生局管内の検査	0	1	1
九州厚生局管内の検査	1	1	0
計	2	4	3

・検査における指摘事項の概要

事項	主な内容
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会への理事の出席が低調なので、改善すること。 ・出資総口数及び出資総額の変更登記が遅延しているので、法定期限を遵守すること。

定款、規約等	・経理事務取扱規則など、定款に定める規則等が一部未整備と なっているので、整備すること。
--------	---

(13) 特別弔慰金国庫債券等に関する業務

① 概要

特別弔慰金及び特別給付金は、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」等の規定に基づき、戦没者等の遺族等に対し、国として弔慰の意を表すため、あるいは精神的痛苦を慰藉するために、記名国債により支給されます。

支給を受けた者のうち、生活保護を受けている者、あるいは受ける状態になるおそれがあると福祉事務所長が認める者は、支払期日前に国庫債券の全部について、額面金額より定められた率により割引された価格で特別買上償還を受けることにより、その全額を受け取ることができます。

近畿厚生局では、この特別弔慰金及び特別給付金国庫債券の特別買上償還を受けるために必要な「買上を必要とする旨の証明書」等の交付業務を行っています。

② 業務実績

(単位：件)

	23年度	24年度	25年度
証明書の交付	81	48	7

(14) 精神保健指定医に関する業務

① 概要

精神保健指定医は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」で定めている要件を満たす医師の申請に基づき、厚生労働省が医道審議会医師分科会、精神保健指定医資格審査部会の意見を聴いて指定しています。指定された医師（精神保健指定医）は、精神障害者に対する措置入院（指定医の判定により強制的に入院させること）や入院中の行動の制限等の可否の判定などを行います。

近畿厚生局では、精神保健指定医について、指定申請書の受理、審査及び本省への送付、新規指定及び5年ごとの研修受講等による指定医証の交付、辞退・死亡届の受理等の業務を行っています。

② 業務実績

(単位：件)

	23年度	24年度	25年度
精神保健指定医の新規申請	96	84	74
精神保健指定医の更新（5年ごと）	340	515	499
精神保健指定医の証の有効期の延長	4	4	2
精神保健指定医の証の再交付	13	13	11
住所・勤務先の変更	186	247	180

③ 近畿厚生局管内の精神保健指定医数

(単位：名)

	23年度	24年度	25年度
精神保健指定医数	2,286	2,380	2,414

④ 平成 25 年度精神保健指定医の内訳 (単位：名)

福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	京都市	大阪市	堺市	神戸市
74	103	92	496	380	176	100	286	309	97	301

(15) クリーニング業法に基づく指定試験機関の指定等に関する業務

① 概要

クリーニング師の免許は、都道府県知事がクリーニング師試験に合格した者に与えることとなっており、都道府県知事は衛生法規に関する知識、公衆衛生に関する知識、洗たく物の処理に関する知識及び技能について年 1 回以上試験を行っております。この試験事務について、都道府県知事は厚生労働大臣の指定する者に委任することができることとなっています。

近畿厚生局では、試験機関の指定、試験事務規程及び事業計画の認可が主な業務であり、この他にクリーニング師試験の受験資格に係る学力認定業務を行うこととなっています。

② 業務実績

平成 25 年度まで実績はありません。

(16) 省エネ法に基づく報告書の受理等に関する業務

① 概要

エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づき、当局管内の対象事業所から中長期計画書及び定期報告書を受理する業務を行っています。

受理した中長期計画書及び定期報告書については、厚生労働本省へ送付し、厚生労働本省において保存されています。

※対象事業所・・・前年度におけるエネルギー使用量が 1 5 0 0 k L (原油換算) 以上となる事業所

② 業務実績

(単位：件)

	23 年度	24 年度	25 年度
中長期計画書及び定期報告書の受理	307	308	307

(17) 温室効果ガス排出量の報告書の受理等に関する業務

① 概要

地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき、当局管内の特定排出者から温室効果ガスの排出量の報告書を受理する業務を行っています。

受理した中長期計画書及び定期報告書については、厚生労働本省へ送付し、厚生労働本省において保存されています。

※特定排出者・・・年間の排出量が温室効果ガスの種類ごとに 3 0 0 0 t-CO₂ 以上排出している事業所

② 業務実績

平成 25 年度まで実績はありません。

(18) 地方公共団体に対する補助金等の交付に関する業務

① 概要

地方公共団体に対する補助金等の交付に関する業務については、都道府県等からの交付申請書・実績報告書の審査、交付決定・精算確定等を行っています。

② 業務実績

平成 25 年度においては、次のとおり交付決定等を行いました。

補助金名	交付目的	交付対象等
結核医療費国庫負担(補助)金	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等並びに従業禁止・命令入所患者に対する医療に要する費用の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県13市 25年度交付決定額 (負担金) 596,863,223円 (補助金) 47,842,140円
原爆被爆者健康診断費交付金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図ることを目的としています。	2府5県 25年度交付決定額 112,255,329円
原爆被爆者手当交付金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の手当支給事務に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持促進を図ることを目的としています。	2府5県 25年度交付決定額 5,469,794,110円

補助金名	交付目的	交付対象等
原爆被爆者葬祭料交付金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげることを目的としています。	2府5県 25年度交付決定額 100,056,426円
児童扶養手当給付費 国庫負担金	児童扶養手当法に基づき、都道府県知事等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、経済的支柱である父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県122市町村 25年度交付決定額 32,727,564,877円
特別児童扶養手当事務取扱交付金	特別児童扶養手当の支給に関する法律に基づき、都道府県知事等が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費を交付しています。	2府5県212市町村 25年度交付決定額 216,459,484円
特別障害者手当等給付費 国庫負担金	特別児童扶養手当の支給に関する法律に基づき、都道府県等が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県122市町村 25年度交付決定額 7,681,470,591円
児童入所施設措置費 等国庫負担金	児童福祉法第27条第1項第3号による施設等への入所又は委託、第22条による助産の実施、第23条による母子保護の実施に係る同法第45条の最低基準の維持を図ることを目的としています。	2府5県100市 25年度交付決定額 16,959,432,493円

補助金名	交付目的	交付対象等
保育所運営費国庫負担金	児童福祉法に基づき、保育所の運営に必要な経費を負担することにより、保育所において保育に欠ける児童に対して保育の実施を図ることを目的としています。	107市74町村 25年度交付決定額 70,700,627,419円
婦人保護費国庫負担(補助)金	売春防止法及び配偶者暴力防止法に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること、及び配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的としています。	2府5県 25年度交付決定額 (負担金) 163,009,538円 (補助金) 192,611,167円
保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金	感染症指定医療機関、精神科病院等の施設及び設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。	2府4県6市10法人 25年度交付決定額 (施設) 6件 29,103,000円 (設備) 31件 191,022,000円 25年度財産処分 14件 (内包括9件)
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金	地方公共団体等が整備する施設整備等に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的としています。	2府5県11市 25年度交付決定額 1,961,095,000円 25年度財産処分 104件 (内包括90件)

補助金名	交付目的	交付対象等
地域介護・福祉空間整備等交付金	介護療養型医療施設転換整備計画及び先進的事業整備計画の事業等の実施に要する経費を交付することにより、地域における公的介護施設等の施設等整備事業を推進することを目的としています。	23市町村 25年度交付決定額 486,945,000円 25年度財産処分 11件（内包括4件）
次世代育成支援対策施設整備交付金	児童福祉施設等の整備に要する経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進することを目的としています。	1府2県6市 25年度交付決定額 404,725,000円 25年度財産処分 2件（内包括2件）
保健衛生施設等災害復旧費補助金	暴風、洪水、高潮、地震、その他の災害により被害を受けた保健衛生施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助しています。	25年度は、実績なし
社会福祉施設等災害復旧費補助金	暴風、洪水、高潮、地震、その他の災害により被害を受けた社会福祉施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助しています。	25年度は、 京都府内11件 大阪府内 1件 兵庫県内10件